

身体拘束適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体拘束の原則禁止

身体拘束は児童（利用者）の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら（スタジオさくら）、相談支援事業所アトリエさくらでは、児童の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設を運営するため、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は緊急ややむを得ない場合を除き原則として実施しません。拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育ケアの取り組み努める。

②身体拘束に該当する具体的な行動

- ・転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- ・支援者が自分の体で児童を押さえつけて行動を制限する。
- ・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。
- ・児童（利用者）の意思を無視して無理に従わせる。

③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、児童（利用者）・保護者への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も児童（利用者）の状態や療育の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努める。

① 児童（利用者）の理解と基本的な療育の向上により身体拘束リスクを除く。

児童（利用者）の特性を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。

管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作る。特に、強度行動障害の状態にある児童（利用者）による行動・心理状態について施設全体で習熟に努める。

③ 身体拘束適正化のため児童（利用者）・保護者と話し合う。

保護者と児童（利用者）にとってより居心地の良い環境・支援内容について話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考える。

2 身体拘束適正化のための体制

次の取り組みを継続に実施し、身体拘束適正化のための体制を維持・強化する。

（１）身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束適正化検討委員会（委員会）を設置し、本施設で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含む。委員会は６か月に１度以上の頻度で開催する。学校の長期休暇を避けた６月１２月を開催予定とする。

特に、やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実子状況の確認や３要件を具体的に検討していく。

（２）委員会の構成員

- ・管理者（通所・相談支援）
- ・児童発達支援管理責任者
- ・主任
- ・相談支援事業所アトリエさくら 相談支援専門員

（３）構成員の役割

- ・召集者 管理者
- ・記録者 主任

（４）委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②３要件（切迫性・非代替性・一時性）の再確認
- ③３要件の該当状況を具体的に検討し、併せて利用者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
- ④３要件の該当状況、特に代替案について検討を行う。
- ⑤今後、医師、保護者との意見調整の進め方を検討していく。
- ⑥意識啓発予防策など必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

（５）記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、記録内容を職員に周知徹底する。

３ 身体拘束適正化のための研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

- ① 定期的な教育・研修の実施（年１回以上）５月を実施予定
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修内容を記載した記録を

作成する。

4 やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

①切迫性

児童（利用者）本人または他の利用児童等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

児童（利用者）の態様を踏まえ身体拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に児童（利用者）・保護者等へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、行為）
- ・拘束の時間帯及び説明
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

5 身体拘束等に関する報告

やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や児童の日々の態様を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

6 本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、児童（利用者）や保護者等が閲覧できる様に施設に掲示する。

2023年1月13日作成